

大通公園を望む窓辺から

医療と司法

会長 長瀬 清

昭和21年終戦直後医療では実地修練(インターン)制度と医師国家試験が始まった。一方、司法ではそれより遅れて修習制度が開始された。司法修習生は研修前に司法試験が行われ、合格し資格を得て研修に入る。しかし医師については研修の終了後国家試験を受験、合格者に医師免許を与えるものであった。従って医師と司法修習生には根本的な違いがあった。医師は資格を得ていないために学生でもない、医師でもない身分不安定な状況にあり、司法修習生のような準国家公務員の身分と、多くはないが生活資金を受け研修したのに比べ、医師は資格を持たず、生活手段のないものであった。そのために医師研修生の激しい運動が行われ昭和43年インターン制度の廃止と卒後直ちに国家試験を受験し、医師免許を取得できるようになった。

時代は変わって、数年前、司法制度の改革が行われ、その中で司法修習生の経済的補助制度が変更された。結果、司法修習生の給付制度は廃止され、貸付制度となり、研修後に返済しなければならないことになった。そのために経済的に余裕が無く司法への道を諦める者も出ると聞いた。平成26年7月13日に司法修習生が市民に制度存続を訴える集会を開催した。医療で同様な状況を経験した者として、優秀な司法者を失いかねない状況を憂え、制度改正を一考するよう強く訴えさせてもらった。これは多くの参加者に感銘を与えたという。北海道医師会は、数年前から北海道内の弁護士の方々と、医療事故事例に関する講演を聴き、意見交換をしている。取り扱いが困難な事例もよくあることを知った。

平成27年6月4日、日本法律家協会北海道支部の方々に、請われて北海道の医療状況について講演させていただいた。広大な面積を持つ北海道ならではの医療事情を説明し理解していただくためである。加えて医療の特殊性についても理解いただく好機であると考え引き受けた。

医師の教育、研修制度、地域医療の中の医師不足、医師の偏在、それから生ずる医療事故とその対応等々について話させてもらった。

本年10月1日より医療事故調査制度が施行される。平成12年頃から多くの医療事故が発生、医療への司直の手が入るようになった。司法関係者との相互理解を図ることも必要な時代である。

今一度医師法21条について

理事 松家 治道

道医報を何時もここまで読まれる方はいままさらと思われるでしょうが、10月からいよいよ医療事故調査制度が始まりますので、21条について考えてみます。

医師法第21条、異状死体等の届け出義務「医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検査して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届けなければならない。」

犯罪の発見と公安の維持を目的としており、99年まで約100年間診療行為関連死が含まれるとは想定されていませんでした。21条が突然注目を浴びたのは、都立広尾病院事件からです。04年に最高裁で結審し、「1

医師法21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない 2 略 医師法21条の届け出義務を負うこととするは、憲法38条1項に違反しない。」とされました。この判決が出る前00年に厚生省は当時の世論、報道に過剰に反応し、国立病院などに「指針」を出し「医療過誤により死亡または障害が発生した場合またはその疑いがある場合所轄警察署に届け出を行う。」としました(失効しました)。また法医学上の異状死と異状死体を混同し死亡診断書作成ガイドにも異状死ガイドラインを参考にするとしました。

(この文言も現在抜けております)これがすべての元凶です。しかし12年田原医事課長、14年田村厚労相ともに外表異状説が厚労省の解釈としました。警察へ届けるか否かは過失の有無に拘わらず外表の検査1点のみに集中すれば良いのです。患者家族に対する説明義務を果たせば、倫理的にも、法律的にも何ら問題はありません。患者家族には告訴権があり、被害届も出せます。これはこの度の医療事故調査制度にも当てはまります。あくまでもシステムエラーの再発防止の観点からのみ調査すべきと考えます。

